

＜課税標準の特例(中小企業等経営強化法の先端設備等)に係る提出用チェックシート＞

(令和5年4月1日以降、令和7年3月31日以前取得分)

旧地方税法附則第15条第44項に規定する中小企業等経営強化法の先端設備等に係る課税標準の特例の提出用チェックシートです。
提出書類は、項番のインデックス等を付して、項番順に並べて提出をお願いします。

1 必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】				
項番	提出書類	チェック欄		
	償却資産申告書・種類別明細書			
①	課税標準の特例(中小企業等経営強化法の先端設備等)に係る提出用チェックシート(本紙)			
②	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ※計画の変更申請を行った場合、その申請書も併せてご提出ください。			
③	先端設備等導入計画に係る認定書(写) ※計画の変更申請を行った場合、その認定書も併せてご提出ください。			
④	認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する事前確認書(写)			
⑤	先端設備等に係る誓約書(写)			
⑥	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写)			
⑦	賃上げ方針を伴う計画を申請した(固定資産税の1/3軽減を希望する)場合	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)		
⑧	リース資産(ファイナンスリース取引)で、リース会社が申告を行う場合	リース契約書(写)		
⑨	※オペレーティングリースは、特例の対象外です。	公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写)		
2 課税標準の特例適用要件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまるものに○をつけてください】				
確認内容			当てはまるものに○をつける	
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？	いいえ	はい
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、従業員数は1,000人以下ですか？	いいえ	はい
	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、「みなし大企業※」ではないですか？ (「みなし大企業」は本特例措置の適用対象外です。)		いいえ	はい
※「みなし大企業」… 同一の大規模法人(資本金又は出資金が1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 または、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人				
	対象の設備は、新品で取得したものでですか？ ※中古資産は本特例措置の適用対象外です。		いいえ	はい
	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ (「いいえ」の場合はその理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額)を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。)		いいえ	はい
(理由)				

提出日

_____年 _____月 _____日

事業者名

担当者名・連絡先
